

妊娠・子育て・教育

母子保健

問 保健センター TEL 23-6187

妊婦、おおむね3歳児までの相談、教室、健診などを実施しています。

LINE @138dbbdi

産前産後の保健事業

▶ 母子健康手帳交付

妊娠した方は、保健センターへ妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。妊婦健康診査受診票を渡します。

受付日時 毎週火曜日 午後1時～1時15分

▶ ママパパスクール ※要予約、夫婦で参加

・妊娠・出産クラス、子育てクラス

▶ マタニティセミナー ※要予約

妊娠、出産、育児についての正しい知識を学べます。

- ・お料理紹介コース
- ・母乳 マタニティヨガコース
- ・マタニティ相談(毎週月曜日午前中)

▶ 産後心と体のケアクラス

▶ パパとママの初めての子育て講座(産後)

乳幼児健診と教室

▶ 健康診査

4カ月児健康診査、10カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、2歳3カ月児健康診査、3歳6カ月児健康診査を行います。

▶ 教室 ※要予約

- ・虫歯予防教室(1歳6カ月～3歳6カ月)
- ・離乳食はじめてクラス(4～6カ月の子どものある方)
- ・離乳食モグモグクラス(7～8カ月の子どものある方)
- ・ぱくぱく教室(1歳6カ月～2歳児)
- ・キッズクッキング(3歳児)

乳幼児の相談と訪問

▶ 乳幼児健康相談 ※要予約

育児、発育、発達、栄養などの相談に応じます。

受付日時 毎週月曜日 午前9時～11時30分

相談員 保健師、管理栄養士、助産師、歯科衛生士

▶ 発達支援総合窓口相談 ※要予約

言葉などの発達や育児などについて、発達の専門家(臨床心理士)が相談に応じます。

▶ 訪問

地域の母子保健推進員や保健師・助産師が訪問し、子育て相談などの支援をします。

- ・新生児訪問
- ・赤ちゃん訪問
- ・7-8カ月児訪問
- ・3歳バースデー訪問等

予防接種

生後6週から病気に対する抵抗力を付けるために行います。

予防接種には多くの種類があります。予診票と母子健康手帳を持って、指定医療機関で計画的に接種しましょう。

児童福祉

児童手当

問 保険年金課 TEL 23-5732

対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方
※所得制限なし

支給時期 偶数月

児童扶養手当

問 保険年金課 TEL 23-5732

対象

18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)を養育している母子家庭または父子家庭および父または母が重度の障がいの家庭
※所得制限あり
※児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで支給

手当の額(令和6年11月1日現在)

- ・児童1人の場合…
全額支給 月額45,500円
一部支給 月額45,490円から10,740円までの10円きざみの額
- ・児童2人目以降の場合に加算する額…
全額支給 月額10,750円
一部支給 月額10,740円から5,380円までの10円きざみの額

支給時期 奇数月

医療費の助成

問 保険年金課 TEL 23-5732

保険診療による自己負担分を助成します。

制度区分	対象者
子ども	18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の子ども(入院・外来)
母子家庭等	母子家庭の母および児童、両親のいない児童または一定の障がいの状態にある父の配偶者および児童で、18歳到達後の最初の3月31日まで ※所得制限あり
父子家庭	父子家庭の父および児童または一定の障がいの状態にある母の配偶者および児童で18歳到達後の最初の3月31日まで ※所得制限あり

助成方法

県内の医療機関などは保険診療による自己負担分が無料(受給者証の提示が必要)です。県外の医療機関などでは窓口で医療機関などの保険診療分による自己負担分をお支払いいただき、受診月の翌月以降に保険年金課へ払い戻しの申請をしてください。

児童発達支援

問 こども家庭課 TEL 23-5958

発達に支援を必要とする6歳までの未就学児が通所して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、相談を行います。

放課後等デイサービス

問 こども家庭課 TEL 23-5958

障がいのある小学生～高校生(6歳～18歳)が学校の放課後や長期休暇に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

家庭相談員

問 こども家庭課 TEL 23-5609

家庭での児童の養育に関する相談に応じた指導、援助をしています。

(以下は広告スペースです)



☆ ひかりハウジング

〒507-0054 岐阜県多治見市宝町10丁目72番3 TEL.0572-21-3091

地域子育て支援拠点

子育てに関する相談や、情報提供などを行います。

事業内容

育児に関する悩み相談、情報提供
子育て中の親と子の交流、子育てに関する講演会ほか

相談日

地域子育て支援センター
毎週月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
駅北親子ひろば(第2、3木曜日午前は予約者のみ)
午前9時30分～午後4時30分

問い合わせ

地域子育て支援センター
共栄保育園内(一時保育対応可) TEL 23-2199
池田保育園内(一時保育対応可) TEL 24-7117
笠原保育園内(一時保育対応可) TEL 44-1971
※笠原こども園整備工事のため、令和7年4月1日～令和8年3月31日まで休館となります
駅北親子ひろば
駅北庁舎 3階 TEL 23-5551

子育て支援ネットワークセンター(利用者支援事業)

問 こども家庭課 TEL 23-5958

子育てコーディネーターが、子育て支援に関する情報収集と相談内容に応じた情報提供を行っています。また協議会を開催するなど、子育て関係機関との連携を図ったり、子育てイベントなどを開催したりしています。市役所内に設置されています。

保育園・認定こども園・小規模保育所

問 保育幼稚園課 TEL 23-5947

保護者の就労や病気などのため、保育を必要とする児童を預かります。勤務や家庭の状況に応じて、保育短時間または保育標準時間に認定されます。

対象 0～5歳の児童

必要な書類 ☒ 就労証明書 ☒ 入所申込書など

利用時間 **保育短時間(月～土曜日)**
(通常)午前8時30分～午後4時30分
(延長)午前7時～8時30分、
午後4時30分～7時
保育標準時間(月～土曜日)
(通常)午前7時～午後6時
(延長)午後6時～7時

※一部の私立は開園時間が異なります

保育料 児童の年齢や、扶養義務者などの市民税に応じて決定
※詳細はお問い合わせください

一時的保育事業

対象児童

①公立保育園

市内在住で生後12カ月以上の未就園児童
※星ヶ台・笠原保育園以外は4月1日現在1歳以上
※池田保育園は生後57日目以上の受入可

②私立保育園

生後57日目以上の未就園児童
※けいなん保育園は生後3ヵ月以上の受入可
※姫こども園は生後6ヵ月以上の受入可
※市外在住も受入可

利用場所 市内公私立保育園

利用時間 平日 午前8時30分～午後4時30分

※星ヶ台保育園は土曜日(午前8時30分～正午)の受入可
※けいなん保育園は平日午前8時30分～午後4時
※おとわももの木保育園は平日午前8時30分～午後4時30分(朝・夕は要相談)

利用料 ※年齢は4月1日現在

区分	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
保育に係る手数料 (1時間までごとに)	350円 (池田・姫・ 若草保育園 は400円)	350円	250円
給食費 (1食・主食代含む)	240～280円 ※児童の年齢・園によって異なります		
おやつ代(1回)	100円		

※けいなん・こうよう・おとわももの木保育園は利用料が異なります

問い合わせ 各公私立保育園

多治見市教育支援センター(さわらび)

さまざまな事情で学校に行けなくなったり行きづらくなったりしている児童生徒が、学校に籍を置いたまま通い、不安や悩みをやわらげ、将来の社会的自立に向けて、次の一步を踏み出す力を養う場所です。

住所 美坂町8-8
TEL 23-7867／FAX 24-3470

※フリーダイヤル:0120-51-7867

開級日 土・日・祝日・年末年始を除く毎日

開級時間 午前9時～午後4時
通級生の活動時間 午前9時～午後2時30分

問い合わせ さわらび TEL 23-7867

乳幼児心配ごと相談

相談日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時

相談場所 双葉保育園

問い合わせ 双葉保育園 TEL 23-8771

休日保育事業(年末年始を除く)

問 保育幼稚園課 TEL 23-5947

対象児童 市内の認可保育園・認定こども園・小規模保育所の在園児で、日・祝日も保護者の就労により保育を必要とする児童(証明書が必要)

利用時間 午前7時～午後7時

実施場所 双葉保育園

定員 10人程度

利用料 保育料の階層や子どもの年齢、利用時間に応じて決定
※事前に登録および利用申請が必要です

病児・病後児保育利用料の補助

問 こども家庭課 TEL 23-5958

市と病児・病後児保育の実施に関する契約や協定を締結した施設において、病児・病後児保育を利用した際の利用料を申請により補助します。

補助金の額

〈生活保護世帯または多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養する世帯)の場合〉
施設に支払った保育利用料の全額
〈多子世帯以外の場合〉
2,000円／日を超した額の半分の額

児童館・児童センター

地域の子どもたちに健全で楽しい遊び場を与え、心身の発達向上を図るとともに、みらい子育てクラブなどの地域組織の育成助長を目的とする屋内型の施設です。子育ての悩みや子ども自身の悩みなどの相談にも応じていますので、気軽に相談してください。

設備 館内には遊具(児童センターには、体力増進のための機器)が備え付けてあり、専任の職員が地域の子どもを対象に遊びの指導を行っています

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 月曜日、第3日曜日、祝日、年末年始
※共栄児童館、南姫児童センター、根本児童センター、精華児童館、小泉児童センターは日曜日、祝日、年末年始

問い合わせ 各児童館、児童センター(所在地などはP73を参照)

ファミリー・サポート・センター事業

保護者の就労や疾病に伴う子どもの世話、保育施設などの送迎、病児・病後児預かりなど、既存の保育サービスでは応じきれない保育ニーズを支援する事業です。利用するには事前登録が必要です。

対象 0歳～小学6年生(病児・病後児預かりは満1歳～小学6年生)

会員 **依頼会員** 育児の援助を受けたい方
援助会員 育児の援助を行いたい方

利用料金

区分		1時間当たりの利用料
平日	午前9時～午後5時	700円(緊急病児病後児預かり1,000円)
	上記時間外	800円(緊急病児病後児預かり1,200円)
土・日・祝日	午前9時～午後5時	800円(緊急病児病後児預かり1,200円)
	上記時間外	900円(緊急病児病後児預かり1,400円)

※その他、交通費など実費がかかります
※病児・病後児預かりは、預かり可能な症状が限られています

問い合わせ 多治見市ファミリー・サポート・センター(豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク1階)
TEL 25-2091
こども家庭課 TEL 23-5958

子育て支援短期利用事業

問 こども家庭課 TEL 23-5609

家庭の事情で一時的に養育や保護を必要とする児童を一定期間(7日以内)、児童福祉施設で預かります。

要件 病気、出産、事故、冠婚葬祭などの理由で一時的に保護者による児童の養育・保護が困難な場合

費用負担 **2歳未満** 5,350円／日
2歳以上 2,750円／日

※生活保護世帯および市民税非課税世帯については別途金額が定められています

たじっこクラブ(放課後児童クラブ)

就労などにより昼間家庭に保護者がいない小学生に対し、放課後や土曜日、夏季休業などの学校休業日に、家庭に代わって適切な遊びや生活の場、教育的な支援の場を提供することにより、児童の健全育成や保護者が安心して働ける環境を作ることを目的とした学童保育事業です。

対象児童 市内の小学校に就学する児童

実施時間 平日 放課後～午後7時
土曜日および学校休業日 午前7時30分～午後7時

たじっこクラブ(放課後児童クラブ)一覧

小学校区	クラブ名	電話番号
養正	養正小たじっこクラブ	22-2370
精華	精華小たじっこクラブ	22-5012
共栄	共栄小たじっこクラブ	24-8071
昭和	昭和小たじっこクラブ	25-4870
小泉	小泉小たじっこクラブ	29-1410
池田	池田小たじっこクラブ	25-0657
市之倉	市之倉小たじっこクラブ	22-5899
滝呂	滝呂小たじっこクラブ	22-1245
南姫	南姫小たじっこクラブ	26-8831
根本	根本小たじっこクラブ	27-5303
北栄	北栄小たじっこクラブ	29-4523
脇之島	脇之島小たじっこクラブ	24-4166
笠原	笠原小たじっこクラブ	44-3006

ひとり親・寡婦・女性の福祉

母子家庭等・父子家庭の医療費助成

問 保険年金課 **TEL** 23-5732

(P69もご確認ください)

病院などで治療を受けた時の自己負担額(保険診療分)が助成されます。
※所得制限があります

助成方法

県内の医療機関など 自己負担額(保険診療分)無料
(受給者証を提示)

県外の医療機関など 窓口有料
(後日、保険年金課へ払戻申請)

母子父子福祉資金・寡婦福祉資金貸付

問 こども家庭課 **TEL** 23-5609

母子家庭の母親や父子家庭の父親、父母のいない児童、寡婦などに対して貸付制度があります。

児童扶養手当

問 保険年金課 **TEL** 23-5732

(P69もご確認ください)

父母の離婚などにより、父親または母親と一緒に暮らしていないひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給される手当です。

ひとり親自立支援員

問 こども家庭課 **TEL** 23-5609

ひとり親家庭の生活一般や手当、母子父子・寡婦福祉資金貸付などに関する相談に応じ、指導、援助をしています。

女性相談支援員

問 こども家庭課 **TEL** 23-5609

女性に対する暴力や、さまざまな悩みの相談に応じ、援助をしています。

保育園・幼稚園など

保育園・認定こども園

区分	名称	所在地	電話番号
公立保育園	双葉保育園	元町4-10-2	22-3582
	小泉保育園	小泉町2-153	27-2546
	池田保育園(公設民営)	池田町3-120	22-6017
	共栄保育園	高田町3-64	22-2507
	北野保育園	喜多町8-27	23-3385
	旭ヶ丘保育園(公設民営)	旭ヶ丘8-29-43	27-4526
	市之倉保育園	市之倉町8-20	23-7327
	笠原保育園	笠原町1974-1	43-3052
	星ヶ台保育園	星ヶ台3-7-3	25-8006
	若草保育園	京町5-73-1	22-5544
私立保育園	こうよう保育園	京町6-13-2	26-7650
	おとわももの木保育園	音羽町4-52-2	44-8256

区分	名称	所在地	電話番号
私立こども園	ジョイフル多治見こども園	音羽町1-235	21-6211
	前畑保育園	幸町7-2-2	27-2579
	認定こども園 けいなん保育園	十九田町2-79	22-5629
	姫こども園	大藪町1238	29-2257

小規模保育所

区分	名称	所在地	電話番号
私立	旭ヶ丘あい幼児園	旭ヶ丘10-2-24	20-2008
	ボコデコキッズ	太平町3-53-1	21-4800
	駅前キッズほっとママ	栄町2-24	25-5280
	JO BLANCO	虎溪山町5-63-9	26-8461
	多治見大和キッズ保育園	滝呂町14-186-2	43-5225
	りんご保育園せいかわ	白山町1-206 サラム・コロ 2号室	74-7400
	ととと保育園	弁天町1-1-1	74-7004

幼稚園

区分	名称	所在地	電話番号
公立	養正小学校附属幼稚園	平野町2-79	22-2066
	昭和小学校附属幼稚園	平和町4-180	22-8652
	明和幼稚園	明和町4-5-257	27-6775
	笠原小学校附属幼稚園	笠原町3387-9	43-3321
	精華小学校附属愛児幼稚園	白山町3-1	22-0652
	堇幼稚園	新富町2-12	22-2490
私立	堇根本幼稚園	北丘町1-69	27-2650
	多治見ひまわり幼稚園	市之倉町13-83-356	23-1641
	多治見大和幼稚園	滝呂町14-186-1	44-2377

児童館・児童センター

名称	所在地	電話番号
太平児童センター	太平町2-39-1 (総合福祉センター内)	25-1131(代表) 080-5820-5545
旭ヶ丘児童センター	旭ヶ丘7-16-62	27-9783
根本児童センター	根本町3-55-1 (根本交流センター内)	27-5500
市之倉児童センター	市之倉町7-124	25-3730
脇之島児童センター	脇之島町6-31-5	25-2151
滝呂児童センター	滝呂町10-87-4 (サンホーム滝呂内)	24-5560(代表)
南姫児童センター	大針町字台80-2 (ふれあいセンター姫内)	20-2020(代表)
養正児童館	陶元町135-3 (養正交流センター内)	25-3622

名称	所在地	電話番号
中央児童館	御幸町2-95	22-8903
小泉児童センター	小泉町7-178 (小泉交流センター内)	27-1181
精華児童館	上野町4-23-1 (精華交流センター内)	25-1533
共栄児童館	高田町6-40	23-9230
笠原児童館	笠原町2081-1 (笠原交流センター内)	44-2285

小・中学校

小学校

区分	学校名	所在地	電話番号
市立	養正小学校	平野町2-80	22-3181
	精華小学校	十九田町2-119	22-3275
	共栄小学校	高田町3-64	22-0833
	昭和小学校	平和町4-180	22-3191
	小泉小学校	小泉町7-90	27-2624
	池田小学校	池田町6-25	22-0883
	市之倉小学校	市之倉町10-381	22-3702
	滝呂小学校	滝呂町12-186-4	22-0657
	南姫小学校	大藪町1237-1	27-6078
	根本小学校	高根町4-6-5	27-4646
	北栄小学校	旭ヶ丘10-6-82	27-8400
	脇之島小学校	脇之島町7-39-2	24-1281
	笠原小学校	笠原町2455-308 (仮設校舎)	43-3541

(以下は広告スペースです)



いつもそばに
いてくれる
キミのために

爬虫類
両生類
海水魚
熱帯魚
等販売

070-2645-3823

生岐市駄知町1606-9

日々の飼育の様子をInstagramで更新中!!

動物取扱業登録第080261号(販売) R7.1.30~R12.1.29 三好 卓人

中学校			
区分	学校名	所在地	電話番号
市立	陶都中学校	住吉町7-1	22-4127
	多治見中学校	美坂町4-10	22-3327
	平和中学校	脇之島町1-1	22-7265
	小泉中学校	小泉町7-70	27-2620
	南ヶ丘中学校	大畑町大洞48-1	22-4195
	北陵中学校	旭ヶ丘10-6	27-6068
	南姫中学校	大針町283-1	29-2256
私立	笠原中学校	笠原町2455-12	43-4165
	多治見西中学校	明和町1-18	20-1266

小学校・中学校への入学

小・中学校へ入学する子の保護者には、1月末日に、教育委員会から通学指定校および入学式日を記載した入学通知書を送ります。なお、次のような場合は**教育推進課**(TEL 23-5904)へ問い合わせください。

- ①入学通知書が届かないとき
- ②入学通知書を受け取った後に、転居・転出する場合
- ③入学通知書の氏名などの記載に誤りがあるとき
- ④身体障がいや病弱で入学を取りやめるとき、または延期したいとき

小学校・中学校の転校

市民課で転入届を出すと、児童・生徒の新たに通学すべき学校が記載された「就学校指定通知書」を交付します。この通知書と前の学校でもらった「在学証明書」「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を新しい学校へ持参してください。なお、市内の学校間での転校も同じ手続きが必要です。※転校する場合は、事前に前の学校と新しい学校へ申し出てください

〈以下は広告スペースです〉

個性を咲かせ
強さを伸ばす

実践空手

拳桜塾

火曜日

【1部】17:30~19:00
【2部】19:00~21:00

木曜日

【1部】17:30~19:00
【2部】19:00~21:00

土曜日

【幼児の部】13:00~14:00
【土曜日のみ】パーソナルトレーニング
(レッスン4,000円) 14:00~17:00

まずはお気軽に!

1カ月

無料体験

運動神経 強い体・心を鍛えます

体力向上! 護身術にも最適何歳からでも始められます。

お気軽にお問い合わせ下さい

〒507-0826
多治見市脇之島町6丁目30-2
TEL.080-5299-8008(代表 西田)

LINE

Instagram

奨学金及び準備資金制度

問 教育総務課 TEL 23-5856

▶ 高校生奨学金

対 象	次の全てに該当する高校入学見込者 ・学資の支払いが困難であること ・学業成績が優秀であること ・本人または親が市内在住であること
交付額	月額5,000円(返還義務なし)
定 員	10人まで
決定方法	中学校の学校長からの推薦を受け、例年3月に開催される教育委員会会議で決定
申請方法	学校の奨学金担当教諭へ
その他	田口育英会および(財)東濃信用金庫育英会もあわせて中学校の学校長から推薦を受けます

▶ 高校入学準備資金

対 象	次の全てに該当する高校入学見込者 ・学資の支払いが困難であること ・学業成績が優秀であること ・本人または親が市内在住であること
交付額	5万円(返還義務なし)
定 員	20人まで
決定方法	中学校の学校長からの推薦を受け、例年3月に開催される教育委員会会議で決定
申請方法	学校の奨学金担当教諭へ

▶ 大学生奨学金

対 象	次の全てに該当する大学入学見込者 ・保護者の住民税所得割が、非課税であること ・学業成績が優秀またはスポーツ、文化活動に卓越した成果を挙げたこと ・保護者が申請年度の前年の4月1日において、1年以上市内に住んでいること ・保護者が市税などを滞納していないこと
交付額	月額25,000円(返還義務なし)
定 員	4人まで
決定方法	高校の学校長からの推薦を受け、例年10月または11月に開催される教育委員会会議で決定
申請方法	教育総務課へ



ごみ・生活環境

資源・ごみに関するお問い合わせ先

問 環境課(本庁舎1階) TEL 22-1580 FAX 22-1186
三の倉センター(三の倉町猪場37) TEL 23-1103
大畑センター(大畑町大洞48-35) TEL 23-2926

ごみ・資源の分別

問 環境課 TEL 22-1580

多治見市では、ごみと資源の「23分別+1区分収集」を行っています。地球環境の保全と資源の有効利用を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ごみの分け方の基本

ステップ1 不要になったものが、「資源」か「ごみ」かを判断しましょう。

ステップ2 「資源」は、分け方・出し方を確認し、リサイクルステーションに出しましょう。

ステップ3 「燃やすごみ」と「破碎ごみ」は指定袋に入れるか粗大ごみシールを貼り、ごみステーションに出しましょう。
各戸への訪問収集は行っていません。

※指定袋や粗大ごみシールは、市役所、地区事務所、スーパーやコンビニなどの取扱店で購入できます

※世帯主が75歳以上の高齢者のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸別収集に対応します。事前に高齢福祉課(TEL 23-5821)にご相談ください

資源とごみの出し方のルール

収集日 「家庭の資源・ごみの収集カレンダー」で収集日を確認してください

時間 収集当日の午前8時30分までに出示してください
※午前8時30分以降に出されたものは収集しません

収集場所 町内で指定されているそれぞれのステーション

※詳しくは「家庭の資源・ごみの収集カレンダー」、「ごみとのつきあい方」(冊子)をご覧ください



資源やごみを出すステーションの場所

近所の方やアパート・マンションの管理人などに、ごみステーションとリサイクルステーションの場所を確認してください。

指定ごみ袋・粗大ごみシール

燃やすごみ・破碎ごみは市の指定ごみ袋に入れ、口をしぼってごみステーションに出してください。

指定袋に入らない長さが1メートル以下、重さ50kg以下のごみは粗大ごみシールを貼って出してください。

資源をリサイクルステーションに出す場合には、指定ごみ袋や粗大ごみシールは必要ありません。

〈以下は広告スペースです〉

美しい環境を未来へ

株式会社 國本起業

美しい環境を明日へ繋ぎます...

多治見
リサイクルセンター

(産業廃棄物中間処理場)
岐阜県多治見市北小木町578番地64
TEL.0572-27-1135/FAX.0572-27-1136

一般産業廃棄物収集運搬処理業

大東興業株式会社

遺品整理、空き家片付け、ゴミ屋敷、など
お困りの方はお気軽にご連絡下さい。

愛知県許可 02300105594号
岐阜県許可 02100105594号
多治見市許可 4号

〒480-0302
春日井市西尾町282番地
Tel.0568-88-0966
Fax.0568-88-0990

ごみの種類・資源	燃やすごみ	破碎ごみ	資源・有害ごみ
捨てる場所	ごみステーション		リサイクルステーション
捨て方	指定ごみ袋、粗大ごみシール		ごみ袋、シールは不要
回数	原則 週2回	原則 月1回	資源は、原則月2回 有害ごみは、3カ月に1回

指定ごみ袋は1種類で、大中小の3サイズです。
指定ごみ袋、粗大ごみシールは、市役所、地区事務所、取扱店でお買い求めください。



	大きさ	枚数	価格
ごみ袋	大	10	520円
	中	15	
	小	25	
粗大ごみシール			

破碎ごみ

破碎ごみとは、金属とプラスチックやゴムなどとの複合物でそれ以外に解体できないものです。

- 金属のみに分解できれば、「その他金属」でリサイクルステーションへ
- 電池が入っている物は、取り除いて、電池は「有害ごみ」でリサイクルステーションへ



市では収集しないもの

▶ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法に基づき小売業者、メーカーなどが回収・リサイクルをしています。

自分で持ち込む場合は、ごみとのつきあい方をご覧ください。



▶ 市では受け取りできないもの

エンジンオイル、自動車用タイヤ、バッテリー、自動二輪車・原動機付自転車、消火器(中身が入っている物)、ガスボンベ、粘土・土・粉末状のもの、有害な薬品類、その他危険なものは購入先などに引き取ってもらってください。



家庭ごみの23分別+1区分

▶ リサイクルステーションに出すもの(資源)

缶・金属類	飲料缶(1リットル以下に限る)	缶・建築資材などとして再生
	その他金属(1リットルを超える飲料缶を含む)	
紙 類	新聞紙・折込チラシ	再生紙
	雑誌類・ざつ紙類	
	飲料用紙パック	
	段ボール	
布 類	布・古着類	古着・ウエス・反毛材料
ビン類	一升ビン	洗浄して再使用
	ビールビン	
	無色	ガラス原料として再生
	茶色	
	緑色	
	黒色	建築資材として再生
	その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品	
発泡・ペット類	白色発泡トレイ	繊維・プラスチック原料として再生
	ペットボトル	
天ぷら油	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール	焼却により発電に利用
有害ごみ	電池・水銀体温計	無害化処理後、再生
	蛍光管	
陶磁器食器	皿・湯のみ・茶碗などの食器のみ	陶磁器などの原料として再生

▶ ごみステーションに出すもの(一部資源)

燃やすごみ	1,800度のガス化溶融炉で焼却	スラグ→建設資材などに再生
		メタル→おもりなどに再生
破碎ごみ	分別によって、金属を取り出す。残渣は燃やすごみ	熱利用→発電
		飛灰→化学処理・セメント固化後、埋立て処分
粗大ごみ	燃やすごみ、または破碎ごみとして処分	金属として再利用

※詳しくは、「ごみとのつきあい方」でご確認ください



補助・助成

▶ ①ごみステーション・リサイクルステーションの設置(補修費)補助

問 三の倉センター TEL 23-1103

町内会などで専用の施設を設置または補修する場合に費用の一部を助成しています。なお、ごみステーションは利用者の自主管理をお願いしています。



▶ ②資源集団回収の助成

問 環境課 TEL 22-1580

古紙などを集団で回収する市民団体に奨励金を交付します。

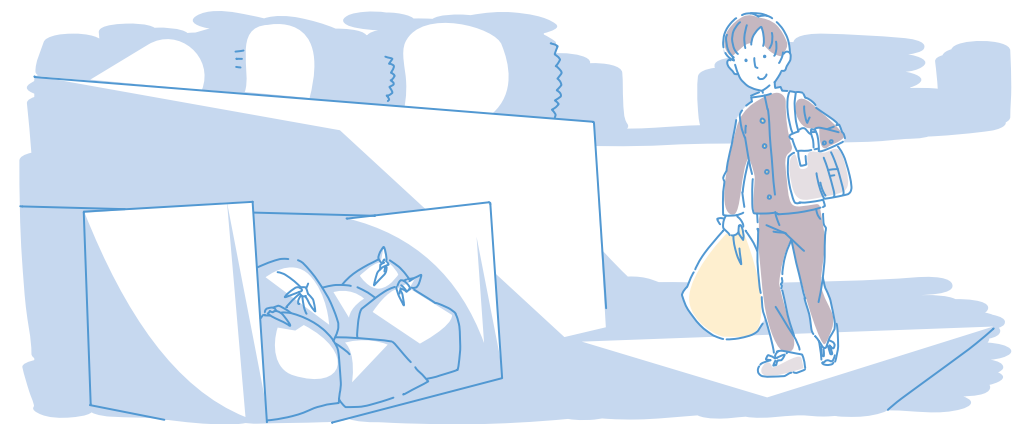
- 紙類(新聞・ダンボール・雑誌・牛乳パック)
- 布類(古着など)
- アルミ缶



▶ ③生ごみ処理機・生ごみ処理容器の助成

問 環境課 TEL 22-1580

生ごみ処理機や、コンポスト・ボカシ容器の購入に対して費用の一部を助成しています。



(以下は広告スペースです)

紙のリサイクルー筋150年。紙創造的なリサイクル企業。

集団資源回収・産業古紙回収・オフィス古紙回収・機密書類処理

グリーンリメイク(株) リプロ(株) リメイキング(株)

ReMAKING GROUP

リメイキンググループは、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

一度使った紙でも、適切に回収すればもう一度「紙」として使うことができます。

◎ Before(回収する紙)

- 段ボール
- 新聞
- 折込広告(チラシ)
- 雑誌ほか
- 牛乳パック

◎ After(再利用後)

- 段ボール原紙
- 新聞紙、チラシ用紙、紙器用紙
- チラシ用紙
- 段ボール、紙器用紙
- ティッシュペーパーやトイレペーパーなど製紙

24時間 365日 受け入れ可能!!

まわりのリサイクルステーション

FREE DROP OPEN 365 DAYS

GREEN REMAKE

本 社 岐阜市西鷺6-25 TEL.058-274-7730

多治見営業所 多治見市山吹町1-40 TEL.0572-23-5021

岐阜・大垣・各務原・中濃・名古屋南・名古屋北

グリーンリメイク 検索 http://www.green-remake.net

GREEN REMAKE

犬の登録と各種手続き

問 環境課 TEL 22-1175

生後91日を経過した犬には、登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。登録は生涯1回ですが、引越しなどで犬の所在地・所有者が変わった場合は、登録変更の手続きが必要です。

手続きの種類		手数料 (1頭につき)	手続きに必要なもの	手続き窓口
犬の登録(鑑札の交付)		3,000円	—	環境課 ※
狂犬病予防注射済票交付		550円	☒ 愛犬登録証 ☒ 案内はがき ☒ 狂犬病予防注射済証明書	環境課 ※
住所変更	多治見市、土岐市 瑞浪市内で住所変更	—	☒ 鑑札 ☒ 狂犬病予防注射済票 ☒ 愛犬登録証	環境課 ※
	その他からの転入	—	☒ 旧所在地で発行された鑑札 ☒ 狂犬病予防注射済票 ☒ 愛犬登録証など、犬の登録情報がわかるもの	
死亡(抹消)届		—	鑑札	環境課、地区事務所 市民課(駅北庁舎) 多治見市火葬場 ※
鑑札の再交付		1,600円	—	環境課

※多治見市内の動物病院でも手続き可能です。かかりつけの動物病院にお問い合わせください

小動物の火葬

問 環境課 TEL 22-1580

犬猫などの小動物を火葬する場合は、多目的炉使用(小動物火葬)料を添えて直接火葬場または環境課で手続きを行ってください。犬の場合は死亡届の手続きも必要です。集合火葬となり収骨はできませんので、ご注意ください。

多目的炉使用料

大型(体高約60cm以上)
7,000円(飼育者が多治見市以外の方は14,000円)
中型(体高約30～60cm未満)
6,000円(飼育者が多治見市以外の方は12,000円)
小型(体高約30cm未満)
5,000円(飼育者が多治見市以外の方は10,000円)

▶ 多治見市火葬場「華立やすらぎの杜」

大藪町字上迫間洞249番地 TEL 27-1151

上・下水道

各種手続き

給水の開始・中止・名義変更

問 上下水道総務課 TEL 22-1203

新しく給水を開始する場合や転居などにより給水を中止する場合、水道の名義を変更する場合は、申し込みが必要です。上下水道総務課(本庁舎)、市民課(駅北庁舎)またはお近くの地区事務所(本庁事務所を除く)で書面による手続きか、電子申請フォームより申請を行ってください。

給水の開始・中止の場合は、3日(平日)前までに申込み手続きを行ってください。

夜間開庁時や土日・祝日の書面申請手続きおよび作業はできませんので注意してください。
(再開栓・閉栓手数料がかかります。各1件につき3,000円(税抜き))



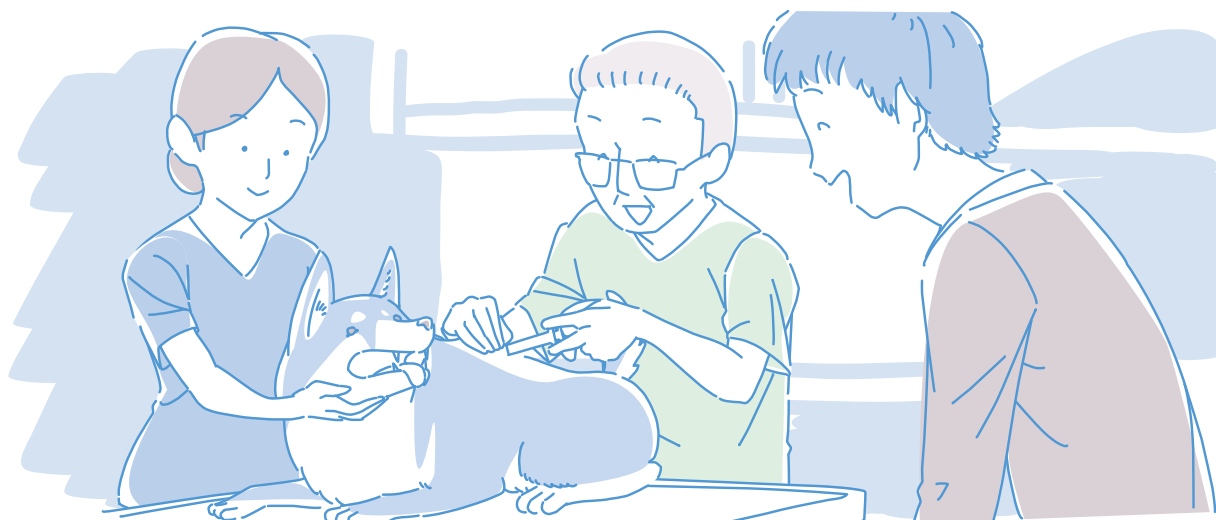
給水申込

上水道

▶ 水道料金表(税抜き)

問 上下水道総務課 TEL 22-1203

基本料金		従量料金				
量水器の口径	量水器具1個につき	用途	第1段	第2段	第3段	第4段
13mm	640円	一般用	～8㎡	9㎡～20㎡	21㎡～50㎡	51㎡～
20mm	1,000円		1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき
25mm	1,400円		70円	140円	190円	220円
30mm	1,950円					
40mm	3,750円					
50mm	6,550円	特殊用	公園・公民館などで住民が無料で使用する施設用および公衆浴場のもの 使用水量1㎡につき70円			
75mm	13,150円					
100mm以上	21,650円					



Water resources

暮らしを支える「水」を大切に使おう

近年、川の水の量が減少したり水質が悪化したりなど、水に関わるさまざまな問題があります。健全な水循環を守るために、できることから始めてみましょう。

水資源を守るためにできることを考えよう

①節水する

・洗濯の回数を減らし、まとめて洗う
 ・歯磨きやお風呂のとき、水を流したままにしない
 ・水洗トイレの大小レバーを使い分ける

②汚れのものを流さない

・食器の油污れは、紙で油分を拭き取ってから洗う
 ・排水口には水切りネットをつけて、調理くずを流さない

③地域の川や水源を守る

・川や湖にごみを捨てない
 ・地域の水路や川の清掃活動、草刈り活動などに参加する

Water resources

Water resources

出典元：政府広報オンライン「飲み水はどこから？使った水はどこへ？暮らしを支える「水」の循環」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201507/4.html#thirdSection>

78 多治見市 ◆ 暮らしの便利帳

多治見市 ◆ 暮らしの便利帳 79

▶ 上水道加入分担金

問 上下水道工務課 TEL 22-1213、上下水道総務課 TEL 22-1203

水道施設の拡充や整備などの費用の一部に充てられるものです。分担金は、新規の水道利用者が既存の水道供給網に追加の負荷をかけることに対する費用負担です。従来の水道利用者との負担の公平性を図るため、条例に基づいて、新しく水道を引かれる方や水道メーターの口径を増径される方から口径に応じて負担していただくものです。

加入分担金(税抜き)

量水器の口径	加入分担金
13mm	40,000円
20mm	108,000円
25mm	188,000円
30mm	288,000円
40mm	616,000円
50mm	968,000円
75mm	2,400,000円
100mm以上	4,260,000円

工事は指定工事事業者へ

問 上下水道工務課 TEL 22-1213(上水)、TEL 22-1216(下水)

上水道・下水道工事は、市の指定工事事業者しかできません。工事の際は指定工事事業者へ申し込んでください。

令和6年12月1日現在の指定工事事業者は、P81、82の表をご覧ください。

下水道

▶ 下水道使用料金表(税抜き)

問 上下水道総務課 TEL 22-1230

区分	基本料金	従量料金	1㎡につき
一般用	10㎡まで 1,200円	11㎡～30㎡まで	130円
		31㎡～50㎡まで	175円
		51㎡～100㎡まで	210円
		101㎡以上の分	240円
公衆浴場用	10㎡まで 1,200円	11㎡以上の分	40円

※公衆浴場用とは、物価統制令(昭和21年勅令)第4条により、入浴料金の統制を受ける公衆浴場を経営する者が、その経営に伴い排出する汚水のことです

▶ 受益者負担金

下水道が整備されると、環境が良くなり生活が快適になると同時に、土地の利用価値も上がります。しかし、その恩恵を受けられるのは、整備された地域の人だけに限られ、下水道のない地域の方々との公平性を欠くことになってしまいます。そこで、下水道が整備されることで利益を受ける地域内の土地や建物の所有者の方に、下水道の建設費の一部を負担していただくものです。

なお、負担金は1㎡当たり270円(地域によって異なる場合がありますので上下水道総務課へ問い合わせください)です。

※笠原町地域は、1世帯または1単位当たり30万円です

▶ 下水道分担金

笠原地区を除く市街化調整区域に排水設備を設置する際、都市計画税相当として分担金を納付していただきます。

分担金は、排水設備1基当たり21万円(10年分割、1年当たり2万1千円)です。

▶ 水洗便所改造資金融資あっせん助成制度

返済完了後には、市から利子が補助されます。

水洗便所改造資金融資

利率 年2.2%(令和7年3月31日現在)

融資額 100万円以内(工事費の範囲内で付帯工事も含む)

返済方法 60回以内で毎月割賦償還

利子補給 返済完了後、利子の2分の1を助成

お支払いは便利な口座振替で

水道料金と下水道使用料は合わせて納めていただくことになっています。
納付には、便利な口座振替をご利用ください。

し尿のくみ取り

問 上下水道総務課 TEL 22-1230

※し尿の収集日は毎月発行の「広報たじみ」をご覧ください

し尿料金表

区分	料金
定額(1人1カ月につき)	660円
従量(事業所および簡易水洗のトイレで18リットルまでごとに)	300円
割増区分	料金
定額で月2回以上収集(1回につき)	680円
ホース延長(収集車が入れない場所でホース延長が必要な場合)	680円
便槽割増(定額世帯で1件に2カ所以上の便槽がある場合の1カ所につき)	340円

転居、転入、転出などの異動が生じた場合は上下水道総務課へ連絡してください。

くみ取り依頼は、
㈱多治見市衛生公社 TEL 22-6306(笠原町以外)
㈲笠原環境クリーン TEL 43-4455(笠原町)
へお問い合わせください。

指定工事事業者

問 上下水道工務課 TEL 22-1213(上水)、22-1216(下水)

市内事業者を50音順に掲載しています。

市外の指定業者については、担当課またはホームページで確認してください。

工事は指定業者へ電話してください。

(令和6年12月1日現在)



業者名	所在地	電話番号	上水	下水
㈱池田産業	赤坂町6-2-98	44-9666	●	●
イソムラ設備	月見町1-34	26-8123	●	●
伊藤設備工業㈱	宝町11-3-2	24-0127	●	●
イナガキ工業㈱	赤坂町1-90-3	23-0335	●	●
(有)加藤建設	笠原町3890	43-2500	●	●
兼松プロパン瓦斯㈱	若松町3-15	23-0320	●	●
北上建設㈱	笠原町2144-2	43-5121	—	●
(有)クツカケ設備	平和町8-51	22-9572	●	●
K-tech(ケイテック)	太平町6-12	44-7526	●	●
(有)コーケツパイピング	金岡町5-1-26	24-1206	●	●
コウケン㈱	市之倉町12-279-1	25-7641	●	●
宏洋(有)	上野町4-12	25-0973	●	●
㈱酒井設備	錦町3-15	25-0555	●	●
(有)サカエ工業	京町3-115	23-5819	●	●
佐藤厨房	本町3-75-3	22-0467	●	●
㈱佐分利商会	笠原町1545	43-3988	●	●

(以下は広告スペースです)

信頼を大切にします
水廻り・リフォーム
お気軽にご相談ください

宏洋有限会社

〒507-0027
多治見市上野町4-12
TEL. 0572-25-0973
FAX. 0572-25-1873

給排水衛生 空調換気設備
リフォーム
下水設備
外構造成

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン
ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

感知式の水道蛇口

握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム

図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。

使いやすいが!

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
㈲三祐	笠原町410-2	43-2283	—	●
住宅相談センター	笠原町1586-1	0120-388-110	●	—
㈱秀和	池田町5-100	22-3894	●	●
杉村設備	西坂町1-102	25-6627	●	●
多治見市管工事協同組合	赤坂町8-86-3	22-0240	●	●
㈱多治見水道技術センター	赤坂町8-86-3	22-6222	●	●
㈲DAI HOUSE(ダイ・ハウス)	根本町10-167-2	27-6630	●	●
㈱大和設備	大畑町4-86	22-5430	●	●
東海メンテナンス	滝呂町12-153-11	43-6961	●	—
東鉄商事㈱	平和町1-163	22-8644	●	—
東濃設備工業㈱	錦町4-57	23-3501	●	—
㈲東陽設備工業多治見営業所	市之倉町12-314-1	24-1360	—	●
㈱ナイキ	笠原町4351	56-1287	●	●
西尾設備	明和町4-5-470	27-7871	●	●
ニッカホーム㈱多治見営業所	白山町3-96	26-8789	●	—
白山工業㈱	音羽町5-8	22-9401	●	●
㈲ビーエルシステムサポート	旭ヶ丘9-31-11	20-0311	●	●
日野吉工業㈱多治見営業所	上山町2-20	22-5137	●	●
Precious(プレシャス)	小名田町西ヶ洞1-137	24-5230	●	●
松本建設㈱	笠原町1919-6	43-2740	—	●
㈲丸勝ポンプ	旭ヶ丘5-24	27-2326	●	●
㈱丸三ポンプ工業所	前畑町4-82-1	24-0432	●	●
丸水設備㈱東濃営業所	平和町3-45	24-1212	●	—
満設備	笠原町2455-648	44-3116	●	●
美濃冷暖㈱ 多治見支店	音羽町3-11-1	26-8686	●	●
宮川設備工業	音羽町2-3-2	22-7891	●	—
㈱ミヤジマ住設	本町2-14	23-0867	●	●
宮嶋電機商会	姫町1-11	27-6611	—	●
㈲三輪工務店	白山町4-48-1	22-1703	●	●
山新住設店	白山町3-91-1	22-5962	●	●
㈲横井瓦斯水道工事店	坂上町8-99	22-4809	●	●
若尾管工	小名田町1-136	51-4872	●	●

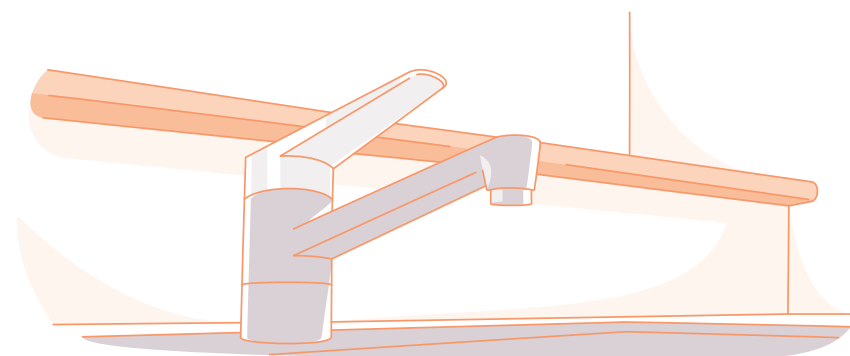
※上水：指定給水装置工事事業者 下水：下水道工事指定店

〈以下は広告スペースです〉

市民の'水'を守ります

多治見市管工事協同組合
TEL: 0572-22-0240
FAX: 0572-22-0044

〒507-0057
多治見市赤坂町8丁目86-3
https://www.ob.aitai.ne.jp/~ta-kank/



住まい・公共交通

市営住宅

問 建築住宅課 TEL 22-1312

市営住宅の申込受付

年3回程度(1月、5月、9月予定)の定期募集と随時募集があります。空室状況により広報紙などで入居者を募集します。市内在住または在勤で、収入基準などの要件を満たす方が対象です。詳細は問い合わせください。

空き家

空き家再生補助事業

問 建築住宅課 TEL 22-1312

空き家の「リフォーム」または「建直しのための取壊し」に補助します。まずはご相談ください。

補助対象物件

- 市街化区域内の空き家であること(分譲マンションの「専有部分」含む)
- 築10年以上であること
- 補助事業完了時点で新耐震基準を満たしていること(空き家リフォーム事業のみ)

補助対象者

1.子育て世帯

- 中学校卒業前の子(同居)がいる方
- 補助金交付予約申込日以降に多治見市に転入または申込日から遡って1年以内に転入した方
- ※転入前の住所地(市外)で1年以上の居住期間があることが条件

2.新婚世帯

- 補助金交付予約申込日から遡って2年以内に婚姻または補助金交付申請日まで婚姻する方

3.地域活性化に寄与すると市長が認める者

- 補助金交付予約申込日以降に多治見市に転入または申込日から遡って2年以内に転入した方
- ※転入前の住所地(市外)で1年以上の居住期間があることが条件

4.共通事項

- 補助対象物件の所有者になる方で、かつ居住する方
- 多治見市税その他諸納付金の滞納がない方
- 反社会的勢力に属していない方

補助対象事業

- ①空き家リフォーム事業
リフォームに要した費用の2分の1
- ②空き家建直し事業
取壊しに要した費用の全額

補助上限額

- 1.子育て世帯 75万円+(対象となる子どもの数×25万円)
- 2.新婚世帯 75万円
- 3.地域活性化に寄与すると市長が認める者
75万円+(対象となる子どもの数×25万円)
※対象となる子がいない場合は75万円
- 4.共通要件
多治見市立地適正化計画で定める居住誘導区域内でリフォームまたは建て直しを行う場合、1～3で算出した額に10万円を加えた額を補助上限額とする
※詳細は問い合わせください

〈以下は広告スペースです〉

安心して解体工事を頼みたい方へ

地域密着の解体屋
三建株式会社が
あなたの想いにお応えします!

三建の解体工事5つのポイント!

低コスト 幅広い規模に対応 安心・安全への気配り 環境への配慮 工事に伴う手続きサポート

見積り無料

当社では、解体工事を通して皆様の想いに寄り添い、お家の終活をサポートいたします。

その他、解体工事に関することは、なんでもご相談ください!

TEL 0572-59-1322
E-mail: info@sanken-k.com 受付時間 9:00~17:00(平日・土曜日)

三建株式会社
土岐市駄知町1623番地の1
P73 もご覧ください
ホームページ インスタグラム

農地及び空き家再生補助事業

 農林課 

市街化調整区域における農地の再生および空き家の「リフォーム」または「建直しのための取壊し」に補助します。(交付決定後5年以上農地を保有し耕作を継続することが条件)

▶ 補助対象農地

- 市街化調整区域内に所在する0.5アール以上の農地であること

▶ 補助対象空き家

- 市街化調整区域内の空き家であること(分譲マンションの「専有部分」含む)
- 補助事業完了時点で耐震基準を満たしていること(空き家リフォーム事業のみ)

▶ 補助対象者

- 1. 帰農世帯**
就農(自給自足などを含む)目的に移住する方
※転入前の所在地(市外)で1年以上の居住期間があることが条件
- 2. 子育て世帯**
 - 中学校卒業前の子(同居)がいる方
 - 補助金交付予約申し込み以降に多治見市に転入または申込日から遡って1年以内に転入した方
※転入前の所在地(市外)で1年以上の居住期間があることが条件
- 3. 新婚世帯**
 - 補助金交付予約申込日から遡って2年以内に婚姻または補助金交付申請日までに婚姻する方
- 4. 共通事項**
 - 補助対象農地を借用または取得し、かつ補助対象空き家の所有者になる方
 - 多治見市税その他諸納付金の滞納がない方
 - 反社会勢力に属していない方

▶ 補助事業

- ①農地再生事業
農地再生に要した費用の2分の1
- ②空き家リフォーム事業
リフォームに要した費用の2分の1
- ③空き家建て直し事業
取り壊しに要した費用の全額

▶ 補助上限

- 1. 帰農世帯**
空き家75万円+農地75万円
- 2. 子育て世帯**
空き家100万円(対象となる子が1人の場合)+農地75万円
- 3. 新婚世帯**
空き家75万円+農地75万円
※詳細はお問い合わせください

老朽空き家除却工事補助事業

 建築住宅課 

老朽化した空き家(個人が所有するもの)の除却工事が対象となります。

▶ 対象となる空き家

- ①1年以上使用されていない空き家で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ③耐震化促進補助金、空き家再生補助金を受けていないものなど

▶ 補助対象者

- ①補助対象空き家の所有者または相続人
- ②空き家が存在する土地の所有者または相続人

▶ 条件

空き家および空き家に附属する工作物(門、塀など)および立木等の全てを解体し、運搬し、処分する工事であること

▶ 補助額

- 除却工事に係る費用の1/3(上限20万円)
※詳細についてはお問い合わせください

危険空き家除却工事補助事業

 建築住宅課 

倒壊などの恐れがある危険な空き家(個人が所有するもの)の除却工事が対象となります。

▶ 対象となる空き家(①②のいずれかに該当するもの※市職員による現地調査で判定します)

- ①不良住宅に該当するもので1年以上空き家のもの
- ②特定空家等に該当するもので、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの

▶ 補助対象者

- ①補助対象空き家の所有者または相続人
- ②空き家が存在する土地の所有者または相続人

▶ 条件

空き家および空き家に附属する工作物(門、塀など)および立木などの全てを解体し、運搬し、処分する工事であること

▶ 補助額

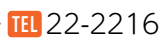
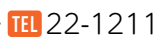
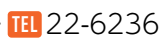
- 除却工事に係る費用の1/3(上限40万円)
※詳細についてはお問い合わせください

公共交通

 都市政策課 

タクシー

▶ 多治見市内で配車できるタクシー会社

- 多治見タクシー株式会社 …… 
- 東鉄タクシー株式会社 …… 
- 近鉄東美タクシー株式会社 …… 

▶ あいのりタクシー

地域あいのりタクシーは、区や町内会が主体となって運行し、事前登録した利用者があいのりを前提に、一定の利用者負担額を支払うことでタクシーをお得に利用できる制度です。運賃から利用者負担額を差し引いた額を区や町内会と市の補助金で支援します。

- ①地域あいのりタクシーの導入を検討される区、町内会は都市政策課までご相談ください。(出張による説明も行っております)
- ②地域あいのりタクシーをご利用になりたい方は、右記の地域の区長や町内会長にご相談ください。

地域あいのりタクシー導入地区(16団体) 令和7年1月1日現在

①第26区(池田町)	⑨第20区(高田町)
②根本ステーションパーク自治会	⑩第21区(小名田町)
③廿原町内会	⑪第49区(東山)
④12丁目滝呂台自治会(第40区)	⑫第1区(生田町、東町、山吹町)
⑤滝呂台グリーンビレッジ自治会(第40区)	⑬市之倉ハイランド自治会
⑥第48区(笠原町平園)	⑭第31区(旭ヶ丘1～8)
⑦第30区(南姫)	⑮第29区(滝呂町)
⑧第50区(小名田町小滝)	⑯諏訪町

⑨～⑯は「共栄地域福祉協議会(ふれあい共栄)」が申請団体となっています。

路線バス



▶ 高齢者公共交通利用促進助成事業(バスチケット65)

65歳以上(令和7年4月1日時点)の市民の方に市内のバスで使えるバスチケット6,000円分(100円券×60枚)を支給します。買い物や通院・通勤などお出かけに使えるので是非ご利用ください。



- 1 使用期間**
令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 2 チケットの受取方法**
 - ①チケット受取窓口
本庁舎3階都市政策課窓口、駅北庁舎1階市民課窓口、各地区事務所、多治見高田郵便局
 - ②受取り時の持ち物
 - ☒ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)、市から郵送される引換券(なくても引き換えは可能です)
 - ③受領書の記入と本人確認書類の掲示
受領書に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入する。引換券を持っている場合は、引換券に氏名を記載し、本人確認書類とともに提出
 - ④チケットなどの受け取り
チケットと利用の手引を受け取ってください。
※代理人が受け取る場合は、代理人の本人確認書類も必要です
- 3 使用できる公共交通機関**
 - ①路線バス(東鉄バス)
 - ②ききょうバス中心地市街地線(坂上、前山、宝町ルート、オリベ観光ルート)
 - ③自主運行バス諏訪線
 - ④デマンドバス(小泉根本よぶくるバス、市之倉トライアングルバス、古虎溪よぶくるバス)
※タクシー、バスタクでは、チケットは使用できません

多治見駅バスのりばマップ

のりば	路線名	行き先・主な経由地
東鉄バス	多治見西部線 (県病院系統)	市民病院、県病院、ホワイトタウン、下半田川
	① 多治見西部線 (ホワイトタウン系統)	県病院、ホワイトタウン、下半田川
	多治見西部線 (下半田川系統)	TYK体育館、市之倉、下半田川、ホワイトタウン、TYK体育館、市之倉、下半田川
	② 笠原線	大畑、モザイクタイルミュージアム羽根、上原、東草口、梅平団地
	土岐・多治見線	土岐市駅前
	瑞浪=駄知=多治見線	総合グラウンド口、駄知、瑞浪駅前
	③ 妻木線	総合グラウンド口、妻木上郷
	学園都市線	総合グラウンド口、タウン滝呂センター、土岐プレミアム・アウトレット
	滝呂台線	総合グラウンド口、タウン滝呂センター、笠原車庫前
	④ 多治見=イオンモール土岐線	イオンモール土岐
N	緑ヶ丘線	桜ヶ丘一丁目、可児駅前
	小名田線	虎溪山、高田口、小名田小滝
	名鉄緑台線	名鉄緑台、明和団地、旭ヶ丘九丁目
	桜ヶ丘ハイツ線	桜ヶ丘一丁目、皐ヶ丘九丁目、桂ヶ丘一丁目
H	高速バス	東京新宿
ききょうバス	⑤ 坂上ルート	市役所方面、坂上町
	前山ルート	市役所方面、前山団地
	オリベ観光ルート	西友、修道院、セラミックパークMINO
	⑥ 坂上ルート	バロー方面
	⑦ 坂上ルート	バロー方面
	宝町ルート	バロー・ピアゴ方面/福祉センター方面

※7のバス停は令和7年4月29日までで休止します



コミュニティバス

主に中心市街地で路線バスを補完するため、公共施設や商業施設を結ぶコミュニティバスとして「ききょうバス」と、路線バスの廃止代替として自主運行バス「諏訪線」を運行しています。

※詳細は、市役所、地区事務所、市ホームページなどにある「路線図・時刻表」をご覧ください

ききょうバス

前山ルート、坂上ルート、宝町ルート、オリベ観光ルートを運行しています。

運賃

一乗車につき100円(一部区間200円)、一日券300円

※東濃鉄道(株)の回数券がご利用いただけます

※障害者手帳をお持ちの方または運転免許証返納者は、運賃が半額となります

乗継券制度

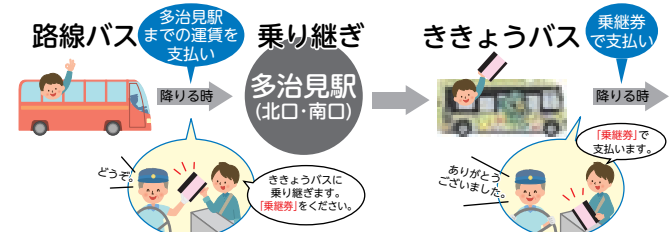
多治見駅で路線バスからききょうバスに乗り継ぐ場合、100円相当の「乗継券」を発行します。

路線バスで料金を支払う際、ききょうバスに乗り継ぐことを運転手にお申し出ください。

ききょうバスの運賃100円分としてご利用いただけます。

※多治見駅前、多治見駅北口のバス停で路線バス降車後、ききょうバスに乗車した場合のみ利用可

※当日限り有効



諏訪線

諏訪町、三の倉町、廿原町から多治見駅前、総合福祉センターまで運行します。

※土・日・祝日は古虎溪駅と廿原ええのお前間を往復する便もあります。観光にぜひご利用ください

運賃

一乗車につき100円～400円

※東濃鉄道(株)の回数券がご利用いただけます

※小児・障がい者の方または運転免許証返納者は、運賃が半額となります

バスタク

バスタクは、タクシーを活用し、バスのように停留所で乗降する多治見市運行の公共交通です。停留所やルートは、市ホームページにあるバスタクのチラシをご覧ください。

1 ルート

① 姫・大針ルート 毎週火曜日運行
行き: 北小木～総合福祉センター
帰り: 総合福祉センター～北小木

② 旭ヶ丘・小泉ルート 毎週木曜日運行
行き: 小名田小滝～総合福祉センター
帰り: 総合福祉センター～小名田小滝

2 運賃

1乗車につき300円(障がい者手帳や運転経歴証明書等の提示で運賃が半額)

3 利用方法

① 電話予約(事前予約が必要)

予約先: 東鉄タクシー株式会社 (TEL 22-1211)

受付期間: 1週間前から前日まで

受付時間: 9:00～17:00

② 予約日時までにバスタク停留所でお待ちください

▶ デマンド型交通(デマンドバス)

路線や時刻表を設定せず、利用者の予約に応じて運行するバスです。AIでルートを自動で算出し、他の利用者と相乗りする場合も効率的な運行が可能です。

市内では、以下の3つのバスが走行しています。利用方法などの詳細につきましては運行事業者のコミタクモビリティサービス株式会社にお問合せください。

コミタクモビリティサービス株式会社

TEL 0572-20-1717

① 古虎溪よぶくるバス

市之倉ハイランドと古虎溪駅を結ぶバスで、朝便は10分間隔、夜便は20分間隔で運行。

② 市之倉トライアングルバス

市之倉町内全域・バロー多治見南店 ⇄ 市街地エリア(病院、スーパー、公共施設など約80ヶ所)

③ 小泉根本よぶくるバス

小泉根本校区全域 ⇄ 市街地エリア(病院、スーパー、公共施設など約80カ所)

運転免許証自主返納者割引・助成制度

路線バス、市が運行するききょうバスや諏訪線などに乗車の際「運転経歴証明書」などを提示で運賃が半額となります。また、あいのりタクシーについては、地域あいのりタクシー利用者負担助成券の交付を行っています。

▶ 運転免許証返納者 割引制度一覧

公共交通の種類	割引額等	利用のポイント
路線バス	半額(定期券・回数券は対象外)	現金支払いのみ、同伴者1人も半額
タクシー	1割引	東鉄タクシー・近鉄東美タクシー:70歳以上、 多治見タクシー:65歳以上
ききょうバス	半額(1日券・回数券は対象外)	
バスタク	半額(1乗車150円)	現金支払いのみ (障がい者割引との併用は不可)
自主運行バス諏訪線	半額(定期券・回数券は対象外)	
地域あいのりタクシー (運行していない地域もあります)	100円分の助成券20枚進呈(多治見市役所都市政策課で申請が必要)	2人以上で相乗りする場合のみ

バスの乗り方

問 都市政策課 TEL 22-1321



①乗車～整理券の取得

Bの乗車口から乗車し、入口付近に設置してある発券機から整理券を取ります。取り忘れや紛失にご注意ください。
始発から乗車された場合、整理券は発券されません。
※車いすでご利用の方は、事前に乗車予定日時や乗車バス停を運行事業者にご連絡いただくと乗車がスムーズです



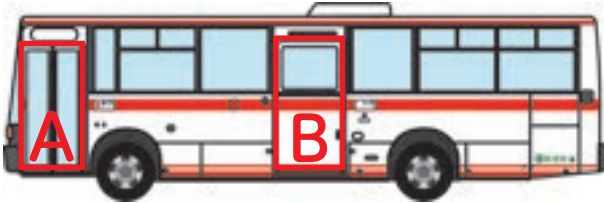
②運賃確認

車内前方の運賃モニターに、整理番号ごとの運賃が表示されます。お持ちの整理券の番号を確認して運賃をご用意ください。両替機・運賃箱は車内前方(運転手脇)にあります。
1,000円札以外の紙幣は両替に対応しておりませんのでご注意ください。



③降車ボタン～降車

降りるバス停のアナウンスが流れましたら、お近くの降車ボタンを押してください。
バスが停車しましたら運賃箱に整理券と運賃を投入しAの降車口から降車します。



区長会事務局

問 くらし人権課 TEL 22-1134

多治見市の自治組織の連合体として、市内50の区で構成される多治見市区長会があります。
区長会では、各町内や諸団体と密接な連携を取り、市民生活の一層の向上を目指すとともに、広報たじみの配布など市政情報を共有しながら、円滑な市政運営に寄与することを目的として活動しています。また、それぞれの地域において、町内会長をはじめとする町内役員の方を中心に、地域に応じたコミュニティーづくりが推進されています。
なお、区長会は、市役所くらし人権課内に事務局を設置し、多治見市全体の自治組織の活動について情報共有、意見交換などを行っています。

▶ 区域一覧表

区	区域
1	生田町1～4丁目および6丁目、生田町5丁目の一部、東町1～2丁目、山吹町2～3丁目
2	坂上町1～10丁目、美坂町1～8丁目、東町3～4丁目、星ヶ台2丁目の一部、下沢町1丁目、下沢町4丁目の一部
3	上町1～4丁目、新富町、本町8丁目、本町7丁目の一部
4	明治町1～2丁目、中町、本町5～6丁目、日ノ出町1丁目的一部分
5	常盤町、窯町、神楽町、奥川町、広小路4丁目、日ノ出町1～2丁目、小路町、山下町・陶元町の各一部
6	平野町1～4丁目、元町1～4丁目、星ヶ台1～3丁目、大畑町1丁目的一部分(前山団地)、陶元町の一部
7	新町1～2丁目、金山町、末広町、青木町、昭和町、広小路1～2丁目、広小路3丁目的一部分
8	錦町1丁目および3～4丁目、三笠町3～4丁目、御幸町1～3丁目
9	京町2～6丁目、京町1丁目・大畑町1丁目の各一部
10	大畑町4～7丁目、大畑町1丁目・大畑町大洞・大畑町西仲根の一部、大畑町赤松の一部
11	平和町1～8丁目、脇之島町1丁目的一部分
12	本町1～2丁目、栄町1～3丁目、田代町1～3丁目、前畑町1～2丁目、前畑町3丁目的一部分
13	上山町1～2丁目、弁天町1～4丁目、小田町1・2・5・6丁目、緑ヶ丘
14	大正町1～3丁目、宮前町1～2丁目
15	虎溪町1～2丁目、大日町
16	本町3～4丁目、豊岡町1～3丁目
17	上野町2～5丁目、虎溪山町1～6丁目、虎溪山町7丁目的一部分、上野町1丁目的一部分
18	精華町の一部、十九田町1～2丁目、住吉町1丁目および3～7丁目、住吉町2丁目、金岡町5丁目的一部分、虎溪山町2丁目的一部分、陶都の杜
19	白山町1丁目および3丁目的一部分、音羽町1～5丁目、上野町1丁目的一部分
20	高田町1～8・10～11丁目、東栄町1～5丁目
21	小名田町1～7丁目、小名田町西山、虎溪山町7丁目的一部分
22	根本町1～12丁目、西山町1～3丁目、北丘町1～8丁目、松坂町1～5丁目、高根町1～4丁目、昭栄町の一部

区	区域
23	小泉町2～8丁目、大原町1～7丁目および11丁目、幸町1～8丁目、平井町2～4丁目および6丁目、明和町1～3丁目および5丁目、平井町1丁目および5丁目・赤坂町2丁目・昭栄町の各一部
24	赤坂町1丁目および3～9丁目、宝町1～12丁目、赤坂町2丁目・喜多町7丁目・平井町1丁目・太平町6丁目の各一部
25	喜多町1～8丁目
26	池田町1～10丁目、月見町1～2丁目、富士見町3丁目、喜多町1丁目、前畑町4～5丁目、太平町1～5丁目および6丁目的一部分
27	廿原町、三の倉町、諏訪町
28	市之倉町1～13丁目
29	滝呂町1～11丁目および13・15・16丁目、滝呂町12丁目・14丁目の各一部(滝呂台団地以外)
30	姫町1～7丁目、大藪町、大針町、北小木町
31	旭ヶ丘1～6丁目および9丁目、旭ヶ丘7丁目・8丁目の各一部
32	旭ヶ丘10丁目、旭ヶ丘7丁目・8丁目の各一部
33	長瀬町、若松町1～4丁目、金岡町1丁目・3丁目・5丁目の各一部
34	脇之島町3～8丁目(ホワイトタウン)
35	小名田町西ヶ洞、希望ヶ丘1～4丁目
36	明和町4丁目、6丁目的一部分
37	大畑町大洞・大畑町西仲根の各一部(多治見苑団地)
38	滝呂町9丁目(滝呂町コモンヒルズ)、滝呂町17丁目的一部分(丘の上、TES)
39	西坂町(緑台団地)
40	滝呂12丁目・14丁目の各一部(滝呂台団地)
41	笠原町音羽地域
42	笠原町栄地域
43	笠原町上原地域
44	笠原町向島地域
45	笠原町神戸地域
46	笠原町富士地域
47	笠原町釜地域
48	笠原町平園地域
49	東山
50	小名田町小滝

情報公開

※制度の詳細については、総務課へお問い合わせください

情報公開の請求

問 暮らし人権課 TEL 22-1134

市が保有している情報を、閲覧したり写しを取ったりすることができ、その請求を受け付けます。

個人情報の開示請求

各担当課で保有している自身の個人情報に本人に限って閲覧したり写しを取ったりすることができ、その請求を受け付けます。

市民参加

みんなで参加しよう 元気なまちづくり

みんなが元気で幸せなまちをつくるためには、市民一人一人が市政やまちづくりに積極的に関わっていくこと、いわゆる「市民参加」が大切です。
今まであまり興味が無かった方もこれからやってみようという方も参考にしてください。
また、多治見市は条例(市民参加条例)で市民が市政に参加する機会を保障しています。

こんな方法があるよ

- パブリック・コメント手続 ●地区懇談会 ●さまざまな地域活動への参加 ●市民意識調査、市民アンケート
- 地域課題等に対する意見交換会 ●審議会へ委員として参加 ●子ども会議(18歳未満のみ) など
- 市長への提言 ●市民討議会 ※18歳の高校生は対象

どうやって参加するの？

インターネットや郵便で

- パブリック・コメント手続 ●市長への提言 ●市民アンケートなど

自宅にいても手軽に市政に参加することができます。
まずは、こうした市民参加から始めてはいかがでしょうか。

出かけてみよう

- 地区懇談会 ●子ども会議 ●さまざまな地域活動への参加など

とにかく出掛けてみましょう。見たり聞いたり、体験するだけでもいろいろ知ることができます。

自分で動いてみよう

市民参加は、見たり聞いたりするだけ、意見を言うだけでなく、自分から動いていくことが大切です。自分だけでできないことは仲間と一緒に活動することで、より大きな力になります。



▲市民活動交流支援センター ぼると多治見

市民活動交流支援センター(ぼると多治見)では、活動のアドバイスや勉強会などを行っています。仲間との出会いや情報収集の場としてもぜひ一度足を運んでみてください。

- 所在地 豊岡町1-55(ヤマカまなびパーク6階)
- 開設時間 午前9時～午後5時
- 休館 月曜日(ヤマカまなびパークの休館日)
- TEL&FAX 22-0320

市民参加の方法

意見公募(パブリック・コメント手続)

問 秘書広報課 TEL 22-1372

市民生活や事業活動などに影響がある重要な政策などを定める場合に、その案をあらかじめホームページや広報たじみなどで公表してご意見を伺う制度です。内容については、市役所本庁舎1階ロビーでもご覧いただけます。

地区懇談会

問 秘書広報課 TEL 22-1372

複数の地域で、市政について皆さんと懇談します。懇談会では皆さんの生の声をお聴きし、行政施策に反映しています。

地域課題等に対する意見交換会

問 秘書広報課 TEL 22-1372

要望のあるテーマについて皆さんと意見を交換します。

市民と市長の意見交換会

問 秘書広報課 TEL 22-1372

テーマに基づいた、市長との意見交換会を少人数制で実施します。

市民討議会

問 秘書広報課 TEL 22-1372

無作為抽出した市民に集まっただき、事前に決められたテーマ(まちづくりなど)についてワークショップ形式で話し合い、その内容を市への提言書としてまとめます。

審議会などへの参加

行政のさまざまな分野において、市民代表委員として、市民目線での意見を反映するため、市民委員を募集しています。

市長への提言

問 秘書広報課 TEL 22-1372

年に一度広報紙に提言書を刷り込んで実施。
また、市役所本庁舎、駅北庁舎1階には、常設の提言箱を設置。ホームページでも受け付けています。

市民意識調査

問 秘書広報課 TEL 22-1372

市民の生活意識や市政に対する考えなどを把握し、市政へ反映させるため、定期的を実施しています。

おとどけセミナー

問 暮らし人権課 TEL 22-1134

市職員が地域に出向き、市の仕事を分かりやすく説明します。5人以上のグループで、希望日の2週間前までにお申し込みください。メニュー表は、市ホームページなどに掲載しています。

マニフェスト作成の支援

問 暮らし人権課 TEL 22-1134

公職の選挙に立候補される方が、マニフェストを作成する場合に必要な資料の情報提供申請を受け付けています。

是正請求制度

問 総務課 TEL 22-1111(内線)1439

市の決定など(行政処分に限りません)に対して正しくないと考えるときは、是正請求を行うことができます。
※詳細はお問い合わせください

姉妹都市

問 多治見国際交流協会(暮らし人権課内) TEL 22-1134

多治見市は昭和37年6月にアメリカ合衆国インディアナ州テラホート市と姉妹都市提携をしました。テラホート市はインディアナ州の州都インディアナポリスの西約125kmに位置します。緑あふれる街には、優良な企業をはじめ大学が5校、テレビ局、ラジオ局などがあり、教育・文化・産業の質が高い都市です。
多治見市とテラホート市は、さまざまな分野で親善交流を行っています。

多治見市の国際交流は、暮らし人権課と多治見国際交流協会が中心になって進めています。
※詳細はお問い合わせください